

利用者のわいせつ行為に関わる情報を事業者に伝えたケアマネ

ーわいせつ行為に関わる情報も個人情報？ー

■他の事業者への個人情報提供は承諾を得ている？

訪問介護サービスを利用している認知症が無い男性利用者Hさん(66歳)は、時々ヘルパーにわいせつな行為をして問題になっていました。ある時Hさんがヘルパーの下半身を触る行為があったため、事業所は明らかな違法行為であるとしてサービス提供の中止を決めました。ケアマネジャーは後任の事業所を見つけて引継ぎを行いました。その際、後任の事業所からサービス提供中止の理由を尋ねられたため、Hさんのわいせつ行為について説明し、注意を促しました。

後日、ケアマネジャーが後任の事業所にHさんのわいせつ行為を伝えたことがHさんの耳に入り、ケアマネジャーにクレームを言ってきました。ケアマネジャーはHさんに「ケアマネジャーは介護サービスが円滑に提供されるよう他の事業所に情報を提供する義務がある」とその正当性を主張しました。ところが、Hさんは、「ケアマネジャーは個人情報を漏洩し公的なサービスを受ける権利を侵害した」として県の福祉局に苦情申立を行い、弁護士を通じて慰謝料を要求してきました。

利用者の不利益になる個人情報は包括承諾の対象外

■契約時に第三者提供の承諾を得ているが…

ケアマネジャーは、「介護事業者は介護サービスが円滑に提供されるよう他の事業所に情報を提供する義務がある」と言っています。利用者のハラスメントに対して事業所に情報提供を行って、事業所の従業員を守る必要があると考えたのでしょう。しかし、利用者の個人情報の第三者提供には法的な制限があります。

介護事業者が本人の承諾を得ないで利用者の個人情報を他の事業者に提供することは、個人情報保護法違反や契約上の債務不履行になる恐れがあります。

■本人の不利益になる個人情報は他の事業者に提供してはいけない

個人情報保護法では、事業者が取得した個人情報を第三者に提供する場合、本人の承諾が必要となります。しかし、介護サービスの提供では事業者間で利用者の個人情報を共有しなければ、適切なサービス提供ができません。そのため、サービス提供契約時に契約書などで他の事業者への個人情報の提供について包括的に利用者の承諾を取り付けています。これにより、利用者の障がいの状況やサービス提供内容などの情報を、他の事業者に提供しても個人情報保護法には抵触しません。

では、本事例のHさんのわいせつ行為の情報は、契約時に本人の承諾を取り付けた「個人情報の第三者提供」の対象になるのでしょうか？契約時に本人の承諾を取り付けている個人情報の第三者提供では、本人に対する介護サービスの提供に必要な不可欠の最低限の情報でなければなりません。そして最も重要なことは、本人の利益になる情報であることが条件となります。本人の不利益になり本人へのサービス提供の支障になるような、個人情報はたとえ連携する事業者間でも提供してはいけないのです。

■「要配慮個人情報」は本人の承諾無しに第三者に提供できない

2017年施行の改正個人情報保護法では、それまでセンシティブ情報と言われたプライバシー性の高い個人情報を「要配慮個人情報」として規定し、その取得や第三者提供について厳しい規制を課しました。利用者のわいせつ行為が要配慮個人情報に該当するかは明確ではありませんが、介護事業者はこの規定にも注意しなければなりません。

さらに、2022年4月施行の改正個人情報保護法では、さらなる個人の権利利益の保護が強化されます。それに伴い、事業者の責務も追加され、法令違反に対するペナルティも強化されます。

*** 12月に改正個人情報保護法の解説と対策セミナーを実施しますので、ぜひご参加ください。**



《参考》要配慮個人情報とは？

2015年の個人情報保護法の改正(2017年5月30日施行)により、要配慮個人情報については、取得時に本人の承諾を得ることが義務化され、第三者提供については本人の承諾が必要となります(オプトアウト※は禁止)。

要配慮個人情報とは、従来はセンシティブ情報と言われていたような情報で、漏洩が重大な人権侵害につながるようなプライバシー性の高い情報を指します。要配慮個人情報については、契約書で情報提供の包括的承諾を得ていたとしても、他の事業者に提供する場合には個別に利用者の承諾が必要と考えなければなりません。

■要配慮個人情報 (一部抜粋)

1. 人種(改正個人情報保護法2条3項)
2. 信条(改正個人情報保護法2条3項)
3. 社会的身分(改正個人情報保護法2条3項)
4. 病歴(改正個人情報保護法2条3項)
5. 犯罪の経歴(改正個人情報保護法2条3項)
6. 犯罪により害を被った事実(改正個人情報保護法2条3項)
7. 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること(改正個人情報保護法施行令2条1号、個人情報保護法施行規則5条)
8. 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(下記3-9において「医師等」という)により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査(下記3-9において「健康診断等」という)の結果(改正個人情報保護法施行令2条2号)
9. 健康診断等の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと(個人情報保護法施行令2条3号)
10. 本人を被疑者または被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(犯罪の経歴を除く)(改正個人情報保護法施行令2条4号)
11. 本人を少年法3条1項に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと(改正個人情報保護法施行令2条5号)
12. 遺伝子検査結果等のゲノム情報

■要配慮個人情報に関わる規制

1. 本人の承諾なしに取得することができない
2. 本人の承諾なしに第三者へ提供できない
3. 要介護個人情報が漏洩した場合はその件数に関わりなく、個人情報保護委員会への報告が義務化(2022年4月施行)

※オプトアウトとは？

次の規定をオプトアウトと言い、要配慮個人情報は適用外になります。

本人の同意を得なくても次の手続きを経れば、個人情報の第三者提供ができる場合には、
(1)本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとする。

(2)以下の①～⑤をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておく。

- ①第三者提供を利用目的としていること
- ②提供される個人データの項目
- ③提供の方法
- ④本人の求めに応じて提供を停止すること
- ⑤本人の求めを受け付ける方法

(3)本人に通知した事項を個人情報保護委員会に届け出る(個人情報保護委員会はこれを公表する)。

改正個人情報保護法のポイントと いまさら聞けない セキュリティ対策

改正個人情報保護法が2022年4月施行されます。

今回の改定では、個人の権利利益の保護が強化されます。それに伴い、事業者の責務も追加され、法令違反に対するペナルティも強化されます。急速なIT化に向かう社会で、大企業に限らず、中小企業も同様に危険に晒されています。本セミナーでは、改定の中で特に中小企業が注意しないといけないことや、抑えておくべき、最低限必要なセキュリティ対策についてわかりやすくお伝えします。

WEB参加無料

12月14日(火) 14:00~16:00

▶ 第一部 14:00~15:00

中小企業におけるサイバー被害の実態と、対応上の実務的留意点

サイバーリスクは「When, not if」(起こるかどうかではなく、いつ起こるか)に！

過去に中小企業が巻き込まれたサイバー攻撃の代表的な事例紹介を通じて、サイバー被害の実態を実際にみていただき、実務対応上の留意点、改正個人情報保護法の影響を解説します

▶ 第2部 15:10~16:00

事例から見える現実と自社のブランドを守るための第一歩

- ・実際に起こっている被害のケースと被害金額の事例をご紹介
- ・最近目にするキーワードを知ろう
く巷でよく目にする「クラウド」「リモートワーク」「不正プログラム」って何だろう??>
- ・大中小、業種業態に関係なくどんどん進んでいってしまう環境変化を知ろう
環境が変わればリスクも変わる・・・今時の脅威から最低限の対策を考える

【セミナー参加者特典】

標的型攻撃メールを模擬した訓練メールサービスをプレゼント！
実際に体験することで、社員のセキュリティ教育に活用できます

**1企業
100名まで**



* 訓練メールサービスは(株)神戸デジタル・ラボ社が実施する「標的型攻撃メール訓練サービスSelphish」です。
(<https://www.kdl.co.jp/service/pd-measure/selphish.html/>)
訓練実施の際は、別途申込が必要となります。

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険 【共催】

JBS 日本ビジネスシステムズ株式会社

第一部

講師紹介

山岡 裕明 氏

八雲法律事務所



弁護士・情報処理安全確保支援士。
カリフォルニア大学バークレー校情報大学院 Master of Information and CyberSecurity修了。内閣サイバーセキュリティセンタータスクフォース構成員（2019年～2020年）を務める。法律及び技術的見地から企業のサイバーインシデント対応を専門に扱う。 <https://www.ykm-law.jp/>

第二部

水口 淳 氏



JBS 日本ビジネスシステムズ株式会社

クラウドセキュリティ&デバイス本部セキュアデザインセンター 部長
CFE（公認不正検査士）・CISA（公認情報システム監査人）他
捜査官向け情報セキュリティ教育講師/職員向けネットワークセキュリティ脆弱性診断教育講師/航空会社向け全社情報セキュリティポリシー策定、個人情報取扱状況監査他多数プロジェクトに参画 <https://www.jbs.co.jp/>

受講方法

① 下記URLまたは右記QRコードから申込フォームへアクセス下さい

<https://tinyurl.com/WEBEX1214>

第1部、2部とも申込URLは同一です。

申込時に「第1部に参加」「第2部に参加」「1部・2部とも参加」をお選びください。

② 必要事項に入力していただきましたら【送信】を押してください

* ご参加には「e-mail アドレス」が必要となります

* 「申込コード」欄へは「**ADC01**」とご入力ください

③ 申込後、当日参加用のURLが記載されたメールが届きましたら登録完了となります

本セミナーに、第2部からご参加の方は、15時以降にログインをお願いいたします。



※ 本セミナーはCisco社が提供する**Webex Event** システムにより実施いたします。パソコンで参加の方はアプリのダウンロードをせずにご覧いただけます。また、参加者の顔や名前は非公開のオンラインイベントで安心して参加いただけます。

セミナー参加方法、当日の接続方法については、下記ガイドをご参照下さい

http://adchihousousei.sakura.ne.jp/WEBEX_sannka.pdf

※ セミナー開始時刻の20分前よりログイン可能です。

ログイン後、開始までは音楽が流れております。開始前に音楽が聞こえない場合は、ガイドの「音声聞こえない場合」での各機器の音声設定のご確認をお願いいたします。

＜お客様情報のお取り扱いについて＞

ご記入いただきました内容は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（関連会社・提携会社・代理店・扱者含む）からの各種商品・サービスのご案内、及び各種情報提供・運営管理に活用させていただきますのでご了承ください。



代理店・扱者名	担当者名	TEL	メールアドレス